

在韓被爆者協会辛泳洙会長の来訪

2. 2. 23
北東アジア課

1. 在韓被爆者協会辛会長（高木弁護士、中島竜美氏同行）は、23日午前、北東アジア課を訪れ、今井ア北長に対し以下の通り要請越した。
 - （1）盧泰愚大統領の訪日に関連して、韓国国内では「3世問題」がクローズアップされているが、在韓被爆者問題についても高い関心あり。被爆者協会の会員などからの要求（日本政府による正式の謝罪や一時金の支払）も強く、日本政府の努力をお願いしたい。
 - （2）89年度の4200万円の拠出金には感謝しており、現在逐次消化中。しかし、韓国政府からは客年12月の入金以降本年3月までの分にしか使用出来ないと言われ、実行上困っている。
 - （3）本拠出金が、如何なる方法によるにせよ、在韓被爆者のために使用されることは結構であるが、現実には協会の立場は余り尊重されていない。内政干渉にならない程度で韓国政府に対しお口添え頂きたい。
2. また、同行の高木弁護士は以下の通り補足。
 - （1）盧泰愚大統領は、訪日と「3世問題」解決とのリンケージについて本当に言ったのか。
 - （2）盧泰愚大統領の訪日も近づき、一時金の話もそろそろ詰める段階ではないか。
 - （3）被爆者支援の拠出金（基金）の運用に際して、被爆者協会の意志が反映されるような方向で日本政府としても努力をお願いしたい。
3. これに対し、今井ア北長は以下の通り応答。
 - （1）「3世問題」が大統領訪日の前提条件という形でリンケージしているとは承知していない。訪日が、日韓間の問題解決の契機になることを希望するとの意味の趣。
 - （2）平成2年度予算にも4200万円を要求。
 - （3）拠出金に対し、日本政府が韓国側に介入することは不可能。しかし、89年4月からの執行については問題ないと思う。（注）
 - （4）一時金が、個人へ支払われるのは困難。（請求権協定との整合性の問題あり。）いずれにせよ、政府の財政当局は非常に固い。

（注）：拠出金の使用について、日本政府としては、90年4月以降への繰り延べ使用も含めて、拠出先の自主性を尊重。